

Title	〔労働法一四〕バック・ペイにおいて他の職場から得た賃金の控除 (昭和三七年九月一八日最高裁判所第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.7 (1963. 7) ,p.103- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630715-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

般会社に、Cは総理府恩給局に、Dは一般会社にそれぞれ勤務し賃金を得ていた。そこで国はなお賃金全額遡及私の救済命令は、Aら四名の者がそれぞれ他に就職して賃金収入をえており、この収入部分は民法五三六条二項にいわゆる自己の債務を免れたるに因りて得たる利益に該当するから労働者が実体上有しない賃金請求権についてその支払いを命ずる違法な命令で労働委員会の有する裁量権の限界を逸脱すると主張して控訴した。東京高等裁判所は、右の控訴人の主張を支持し、労働委員会は、復職までのあいだに労働者が得た賃金のうち副業的なものと認められる場合など特別の事情のある場合を除いては、他に働いて得た賃金を控除した残額の給与についてのみ支払を命ずることができると過ぎないとした。そこで中労委は、この判決を不服として原判決は労組法七条、同二十七条、同二五一条、同一条の解釈適用の誤りがあることを第一点とし、第二点として民法五三六条、労基法二六条の解釈適用を誤つてゐるとして国を相手として上告した。

【判旨】第一点は、労働委員会の救済命令をめぐる論点である。

「労働委員会による不当労働行為の救済は、不当労働行為を排除し、申立人をして不当労働行為がなかつたと同じ事実上の状態を回復させることを目的とするものであつて、もとより申立人に対し不当労働行為による私法上の損害の救済を与えることや相手方使用者に対し懲罰を科することを目的とするものではない。…賃金遡及私の金額は、当該不当労働行為によつて労働者が事実上蒙つた損失の額をもつて限度とし、労働者が解雇期間内に他の職について得た

収入は、…それが副業的なものであつて解雇がなくても当然取得できる等特段の事情がないかぎり、これを遡及賃金より控除すべきであつて、所論のように、右の控除をすることなく、遡及賃金全額の支払を命ずべきものとすれば、救済命令は現状回復という本来の目的の範囲を逸脱し、使用者に対し懲罰を科することとなつて違法たるを免かれない」とし原判決の妥当性を述べている。

第二点は、民法五三六条二項と労基法二六条との解釈適用に関する争点である。

「所論原判示は、本件救済命令の適否をそれが私法上の法律関係と符合するかどうかの観点からも判断した点において失当の嫌りを免かれないが、もとより傍論に過ぎないものであつて、判決に影響するものでない」とし、なお労基法二六条に関連する判断はしていない。

【研究】判旨に反対

一 この事件は、不当労働行為制度の本質に関連している。その意味からして極めて重要な判例である。事件の中心となる争点は、労働委員会は、不当労働行為の救済命令を出すにあつてどの範囲の内容を命令中に折込みうるかということ、そこには従来から論議されているように重要ないくつかの問題が介在している。とりわけこの事件で問題となるバック・ベイからの控除はかなり基本的性格を持つた問題である。さてこの事件における争いの第一点は、不当労働行為制度とはいかなる制度かということである。不当労働行

為とは一般的に團結権侵害の状態を原状に回復する救済制度といわれている。しかしここで原状回復とはいかなることをいうのであろうかもかなり重要性をもつた問題である。というわけは原状回復しなければならぬ救済の対象となつてはいる権利が、近代市民法理論では予想してないものだけに、原状回復理論において新しい要素が附加されるかも知しくは異質的要素が法理論を形成しているのではないかと考えられるからである。このような考慮にもつて原状回復を考えるならば、原状回復は、團結権の権利構造からしてどの程度までなしうるものであろうかといういわば不当労働行為制度の限界が、制度の本質を背景として問題となつていふといえよう。争いの第二点は、第一点を基礎とするが、それ独立には不当労働行為制度の中心をなす救済の実行機関としての労働委員会の性格を決定しなければ理解できない問題である。すなわち行政委員会としての労働委員会は、不当労働行為制度を基礎としていかなる程度の裁量権にもつて救済命令を発し得るのであろうか、つまり裁量権の範囲の問題である。

右の二点は、いずれもわが国における不当労働行為制度の本質に関連するものとして論議されなければならない問題であるが判旨は、第一点について不当労働行為制度は、原状回復をもつてその本質とする旨の原則論を述べているが、この原状回復の理解が焦点を外れているように思われる。すなわち個別的労働関係を前提とし、使用者対労働者をあくまでも個別的平等者として把握した上で原状回復を考えようとしている。この端的な現われは、原状回復とは労働

働者が個人的に蒙つた損失の額を（常に金銭的面においてのみの考慮をしている）限度として補填するならば、それで十分であるという市民法理論の態度を取ることに終始する点にみられる。つぎに判旨は第二点について、救済命令は懲罰であつてはならないという。しかしながら、はたして全額のパック・ベイの救済命令が、懲罰といえるかどうか問題である。やはり労働委員会としては、右の程度のものをその裁量権にもつて命令しうると思われる。團結権侵害に対する救済機関である労働委員会の裁量権が判旨のように限定されるならば不当労働行為制度の本質は維持できないであらう。

以上述べたような問題について一応疑問を投げかけ、研究を進めることにする。

なおこの判決に関連する研究としては、石井照久・石川吉右衛門、高嶋久則「東京調達支部事件最高裁判決をめぐつて」（日本労働協会）、島田信義「労働契約における原状回復と民法五三六条二項但書について」（早稲田法学三、七巻一、二号）、浅井清信「パック・ベイ」（ジュリスト一九二二年六月増刊号一八二頁以下）、宮島尚史・加藤俊平「今句の判例を理解するために」（労働法律旬報、渡部吉隆、被解雇者が他の職について得た収入は、賃金から控除することを必要とするか）（ジュリスト二六、〇号四四頁以下）などがある。

二 不当労働行為制度は、團結権および団体交渉権の侵害行為を救済する制度である。不当労働行為制度がその目的とする原状回復、すなわち労働委員会の行なう原状回復は、すでに疑問として提出しておいたが不当労働行為制度の性格からしていいかえれば、侵害される團結権もしくは団体交渉権などの性格からして通常の原状

回復とは相違するものといえる。不当労働行為とは、団結権および団体交渉権侵害行為をいい、使用者が不公正な行為を行なうことをいうのであるが、不当労働行為制度の本質が救済である以上、原状回復は救済しなければならぬ権利の性格から考察することが必要である。いまさらいうまでもなく団結権は労働者の団結を本体とする権利であり、この権利の内容は、集団的労働関係を実現の場として持つものである。したがって団結権の権利侵害行為に対する救済は、右のような行使の場を念頭において行なわれなければならない。

また団結権は、使用者に対する対等性の実現を主眼とする団結意識を基礎として始めて構成される性質のものであるがために、この性格を見逃して救済を考えるべきではない。そこで救済は、集団的労働関係における使用者に対する対等性を念頭において始めて可能である。してみると救済は、そこで考慮されるあらゆる要素および要因を検討した上で対等性確保をなにより目的とし団結権侵害行為の排除を行なうことである。たとえば使用者の団結権侵害行為による精神的な損失もまたこれを補填して始めて救済の完全性が、対等性実現というかたちで行なわれうる。救済は、侵害行為がまったくなかつた状態にできうるかぎり近づけることで、単に賃金の多少によつて、いいかえれば支払われうる賃金額だけで、救済が完全に行なわれるとすべきものでない。右の考え方は、あまりにも一面的な把握のしかたであつて、不当労働行為の救済とはいえないのであるまいか。そして救済にあつては、労使間における過去の事実をよりどころとして、法的価値評価をするのが本来の姿ではな

く、労使間の現在および将来の団結権の確保いいかえれば不公正な方法による労働者団結の侵害行為を現在および将来にわたつてなくそうとすることである。将来における正しい団結を確保するために救済を行なうとすれば、そこには一定の過去における事実に対する法的判断ないしは法的措置もつきまとうことになるが、不当労働行為の救済のねらいは、この過去の事実に対する判断もしくはそれを基礎とする救済命令で終るのではなく、かえつて将来における侵害行為の排除にその本来の目的がある。

不当労働行為制度とその救済とを右のように考えると、従来の裁判所とは別に、救済のみを目的とする一つの司法的機関が必要である。すなわち救済される権利の性格、わが国における団結権の権利構造とあるべき救済の意義とを念頭においた場合、ここに労働委員会という行政委員会の性格をもつた救済機関の必要性が生まれてくる。すなわち裁判所においては、団結権という権利の性質上これを十分に救済しきれず、ここに労働委員会の必要性があるわけである。この労働委員会は、労働組合という集団性と使用者に対する対等性ともつた団体を主体として認められる権利を救済するため大幅な裁量権が認められ、準司法的機能をはたしている。

ところでこの事件における他の問題の一つは、労働委員会の裁量権は、いかなる性質のものでありまたいかなる限界を持つものであるかということである。いうまでもなく裁量権といえどもその目的によつて規定され裁量権のおよぶ範囲もしくはそれ自身発動する限界がある。団結権侵害行為の救済のためには、団結権侵害行為を救

済するに必要なだけの裁量権が認められていくべきである。そこですでに述べたように団結権は、一般の市民法上の権利と比較して極めて多様性を持つ権利であるから、それなりに労働委員会の裁量権もまた広範囲なものといふべきである。いいかえれば裁量権が広範なものでないならば、労働委員会の目的を達成することはほとんど不可能といえる。最高裁判所は、「不当労働行為による私法上の損害の救済を与えること」は、原状回復を目的とする労働委員会の目的から外れるとしているが、逆にいえば原状回復のために必要とあらば、私法上の損害の救済命令を出したとしても違法とは思われない。そもそも労働委員会は救済命令を出すにあつてわが民法上の損害賠償と不当労働行為の救済命令における原状回復とをどの程度區別し、これを意識して命令しているであろうか、あるいはこれが厳格に區別できるものであろうか。考えてみれば、たしかに裁判所は、権利義務関係を確定するが、労働委員会としても原状回復に必要とあらば、また裁判所と同様権利義務関係を労使のあいだに確定してならさしつかえないであろう。かくて労働委員会の右のような広範な裁量権を否認しようとしている態度のうかがわれるこの判決には賛成できないものがある。

三 かくて労働委員会は、それが真に団結権侵害の原状回復であるならば、精神的打撃や名誉毀損などによつて労働者が受けた損害賠償を救済命令のかたちで出すことができるであろう。最高裁判所は、これに対して、すでに述べたように「相手方使用者に対し懲罰を科すること」になり、労働委員会の目的から外れるというのであ

る。しかしここで考えなければならないことは、使用者が支払わなければならない賃金の支払を命ずるのであり、それが直ちに懲罰と判断される理由がどこにあるであろうか。なるほど使用者から解雇されたことによつて、他に職を得、そこに就職して賃金を得たのであるが、この場合解雇と他の職場で賃金を得たことが、相当因果関係にあるか法律上疑問である（解雇された労働者が他の職場に働きに出ない場合を考えるべきである。他の職場で働き、賃金を得たことはあくまでも労働者個人の自由な意思によるものである。解雇が無効である以上、労働力提供の債務の免脱と他の職場で賃金を得たこととの間に法律上の因果関係を想定することは困難であり、右の両者のあいだには明白な因果関係の中断があるとみるのが妥当と思われる）。さて因果関係の中断があるとみるにより、不当労働行為を行つた使用者は、賃金支払の債務を残し、労働者は他の職場で賃金を支払われたのである。そして残つた賃金債務の支払を使用者に命じたとしても、それは、法律上払うべきものを払うように命じたまでであり懲罰とはいえない。ここで民法五三六条二項を問題とする必要があるが、民法五三六条二項の法理は、団結権侵害行為を救済しようとする意図のもとに行なわれる救済命令のなかにそのままの姿で適用できる法理ではないと思われる。裁判所が、その権利義務関係を確定する観点から、右条文の法理を考慮することは当然といえるが（しかし適用はできないであろう）、団結権侵害行為の排除すなわち救済において考慮する必要はない。民法五三六条二項は、因果関係にある「自己の債務を免れたことにより得た利益」の償還を規定して

いるのであり、すでに指摘したように因果関係の中断のある場合には、本条の適用される余地はないといふべきである。ここでかりに一步ゆずつて民法五三六条二項の法理にしたがうとしても、支払い賃金からいくら差引いたものが問題である。労働委員会としては職権をもつて他で得た賃金を調査する権限を持たず、この点差引くにも正確な差引きようがないといえる。右のような性格の労働委員会に賃金の差引きを強いることは、法律上妥当といえない。つまり労働委員会は、控除する権限を持たないものである。

思うに最高裁判所の判決の意向としては、労働委員会は、原状回復主義を本旨とするのであるから、事実上被つた損失額——金銭だけで考へているようであるが——をもつて、救済命令の内容とすべきであるという考へ方を堅く守つていふように思われる。しかし労働委員会はなにも事実上被つた損失額すなわち実損害だけの支払いを命令しうるに過ぎないと考へるべきものではない。労働委員会の命令は、「普通の訴訟では到底できないような具体的事案に即した救済を与える」(二) (岐阜地裁昭和二六・七) (二) 労民集二卷二号 ことを目的とし、そうした目的を実現することを可能としてのみ始めて原状回復が、団結権につ

いて可能であり、このためには普通の権利義務関係に関する判断はいうまでもなく、この判断を越えた命令を出すことも可能である(たとへば将来における不当労働行為の禁止のように)。この点権利義務関係の確定に中心を置くべきでないとし労働委員会の裁量権を極めて狭く解し、労働委員会による不当労働行為の救済をこの面においてほとんど不可能と考へるこの判決には賛成することができない。

なおこの事件に類似する上告審判決は、使用者は不当労働行為により解雇された労働者が解雇期間内に他の職について得た利益金額は四〇パーセントの範囲内でバック・ペイから控除できるとして(最高裁判所昭和三七) (年七月二〇日判決)。この上告審判決は、労働者と使用者との間における権利義務関係の確定を中心とするものであり、労働委員会における救済命令が問題とされないため(上告人は個人労働者である)、民法五三六条二項および労基法二六条をめぐる事件となつていふ。ここに関連する最高裁判決として附記しておこう。

(阿久沢龜夫)